

平成 22 (2010) 年版

広島県の男女共同参画に関する年次報告

広 島 県

～本書について～

趣 旨

広島県男女共同参画推進条例（平成 13 年条例第 42 号）第 12 条の規定による年次報告として、広島県における男女共同参画の現状及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、広く県民の皆様や事業者等に明らかにするためのものです。

本書を通じて、県民の皆様一人ひとりが、男女共同参画についての理解を一層深めていただき、男女共同参画社会の実現のための資料として、御活用いただければ幸いです。

構 成

第 1 部から第 4 部，及び資料編から構成されており，第 1 部から第 3 部については，広島県男女共同参画基本計画（第 2 次）の施策の体系に沿って，取りまとめています。

- 第 1 部 広島県の男女共同参画の現状
- 第 2 部 平成 21（2009）年度に県が実施した主な施策
- 第 3 部 平成 22（2010）年度に県が実施しようとする施策
- 第 4 部 市町の取組
- 資料編

目 次

平成 22（2010）年版の概要	1
広島県の男女共同参画行政の枠組み	2
広島県男女共同参画基本計画（第 2 次）の施策の体系	3

第 1 部 広島県の男女共同参画の現状

1 データから見た県の男女共同参画の現状	5
【環境づくり】	5
【人づくり】	17
【安心づくり】	20
2 県の男女共同参画に関する指標	24

第 2 部 平成 21（2009）年度に県が実施した主な施策

1 男女共同参画施策の実施状況	27
【環境づくり】	27
1 働く場における男女共同参画の推進	27
2 地域社会活動における男女共同参画の推進	33
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備	35
【人づくり】	37
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	37
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実	38
3 家庭における男女共同参画の推進	39
【安心づくり】	40
1 生涯を通じた健康と自立の支援	40
2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	41
3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進	43
2 広島県男女共同参画基本計画（第 2 次）行動目標フォローアップ一覧	44

第3部 平成22(2010)年度に県が実施しようとする施策

【環境づくり】	47
1 働く場における男女共同参画の推進	47
2 地域社会活動における男女共同参画の推進	52
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備	53
【人づくり】	54
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	54
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実	55
3 家庭における男女共同参画の推進	56
【安心づくり】	57
1 生涯を通じた健康と自立の支援	57
2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	60
3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進	62

第4部 市町の取組

1 市町の男女共同参画の取組状況等	63
2 市町における男女共同参画の状況の推移	64
3 市町の議員の状況	65
4 市町の審議会等委員の状況	66
5 市町の職員及び管理職(課長相当職以上)の状況	67
6 市町の男女共同参画行政担当窓口	68

資料編

1 広島県男女共同参画推進条例	69
2 広島県男女共同参画審議会	71
3 広島県男女共同参画基本計画(第2次)(施策の体系)	72
4 男女共同参画に関する相談機関・関係機関一覧	74
5 広島県女性総合センター「エソール広島」の概要	76
6 男女共同参画に関する国内外の動き	78

平成 22（2010）年版の概要

第 1 部 広島県の男女共同参画の現状

「環境づくり」「人づくり」「安心づくり」という三つの基本的な視点ごとに、データから見た本県の現状について、グラフや表を用いて解説しています。

第 2 部 平成 21（2009）年度に県が実施した主な施策

「広島県男女共同参画基本計画（第 2 次）」（平成 18（2006）年 3 月策定）において、具体的施策の推進期間（平成 18（2006）～22（2010）年度）の 4 年目となる平成 21（2009）年度に県が実施した施策のうち、主なものについて取りまとめています。

1 男女共同参画施策の実施状況

平成 21（2009）年度の実施状況について、「環境づくり」「人づくり」「安心づくり」という三つの基本的な視点ごとに記載しています。

重点的に取り組む項目（重点項目）については、次のとおりです。

重点項目	取組内容
男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができる環境の整備	「男女雇用機会均等セミナー」や「働く女性のポジティブ・アクション推進セミナー」の開催状況等を記載しています。
男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができる環境の整備 特に、多様な働き方や、男性も含めた「働き方の見直し」が可能となる環境の整備	「女性の再就職支援(合同就職面接会)」の開催状況等や、仕事と家庭の両立に取り組む企業を登録し、県のホームページなどでその企業の取組内容を紹介する制度等について記載しています。
男女が共に積極的に子育てに参画できるようにするための支援	「子育て応援イクちゃんサービス」の取組を記載しています。
配偶者からの暴力をはじめとする男女間のあらゆる暴力の防止に向けた取組の推進	配偶者からの暴力に係る相談・自立支援体制を整備するための取組や市町における「配偶者暴力相談支援連絡会」の立ち上げ等の支援について記載しています。

2 基本計画（第 2 次）行動目標フォローアップ一覧

基本計画（第 2 次）において目標値を設定している指標について、平成 21（2009）年度の現況値を記載しています。

第 3 部 平成 22（2010）年度に県が実施しようとする施策

平成 22（2010）年度に県が実施しようとする施策について、事業概要、予算額及び担当機関を記載しています。

第 4 部 市町の取組

市町における条例制定や男女共同参画計画策定の状況、男女共同参画の状況等を記載しています。

広島県の男女共同参画行政の枠組み

広島県男女共同参画推進条例 (平成 13 年広島県条例第 42 号)

<平成 13 (2001) 年 12 月 21 日公布, 平成 14 (2002) 年 4 月 1 日施行>

【条例の基本理念】 ～ 男女共同参画を進める上で基本となる考え方 ～

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画の機会の確保
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

資料編 69～70 ページ参照

具体化

広島県男女共同参画基本計画

【計画の目標年次】 平成 22 (2010) 年度

【具体的施策の推進期間】

第 1 次 (平成 15 (2003) 年 2 月策定) 平成 15 (2003) ～17 (2005) 年度

第 2 次 (平成 18 (2006) 年 3 月策定) 平成 18 (2006) ～22 (2010) 年度

【基本的な視点と重点項目】

《環境づくり》 ～ しっかりとした環境を創る ～

- 男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができる環境の整備
- 男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができる環境の整備

《人づくり》 ～ 実践する人を創る ～

- 男女が共に積極的に子育てに参画できるようにするための支援

《安心づくり》 ～ 私たちが安心して暮らすことができる社会を創る ～

- 配偶者からの暴力をはじめとする男女間のあらゆる暴力の防止に向けた取組の推進

総合的推進

広島県男女共同参画審議会

[組織] 知事の附属機関
委員：15 人以内

[機能] 知事の諮問に応じ、広島県男女共同参画基本計画の策定・改定や男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策を調査審議

資料編 71 ページ参照

全庁的な推進体制

広島県男女共同参画基本計画に掲げる広範な施策を、各局部と連携して総合的・積極的に推進

広島県男女共同参画基本計画(第2次)の施策の体系

基本的な視点

基本となる施策の方向

男女共同参画社会の実現

男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会づくりを推進します。

環境づくり

しっかりとした環境を創る

- 1 働く場における男女共同参画の推進
- 2 地域社会活動における男女共同参画の推進
- 3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

人づくり

実践する人を創る

- 1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実
- 2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実
- 3 家庭における男女共同参画の推進

安心づくり

私たちが安心して暮らすことができる社会を創る

- 1 生涯を通じた健康と自立の支援
- 2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進
- 3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

